

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2012. 6.10発行〈通巻第424号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : http://www.geocities.jp/koshc2000/



●実効性のあるメンタルヘルス対策強化を はじめから形骸化している?改正安全衛生法案	2
●釜山・第一アスベスト石綿被害訴訟	7
●連載 それぞれのアスベスト禍 その24 古川和子	8
●クボタショックから7年 尼崎集会のお知らせ	10
●韓国からのニュース	12
●前線から(ニュース)	17

はつりん肺損害賠償訴訟第13回弁論期日報告 大阪

5月の新聞記事から／19
表紙／釜山・第一化学ニチアス訴訟判決後集会 原告の方々「石綿工場公害
輸出のニチアス糾弾」 5月10日釜山地裁前(撮影: チェ・エヨン)

実効性あるメンタルヘルス対策強化を はじめから形骸化している?改正安全衛生法案

新たなメンタルヘルス対策をすべての事業者に義務付けることを内容とした労働安全衛生法改正案が、昨年12月2日に国会に提出され、実質的な審議がまったく行なわれないまま継続審議扱いとなり、現在もたなざらし状態に置かれている。

すべての労働者にメンタルヘルスチェックを義務付けるという大改正だというのに、厚生労働省内の検討会でいくつか検討されたあと、労働政策審議会でもすんなりと承認された。その後は、厚生労働省担当部局で法案化、スイスイと国会に上程されたというわけだ。しかし、その改正内容を見た多くの関係専門家の間では、たくさんの懸念が出され続けている。早い話が、今の状況で小規模事業場にメンタルヘルスチェックを義務付けても、まずは形骸化からスタートするというのは誰もがわかることだ。

安いメンタル不調健診義務化

そもそもこの始まりは、平成10年以降自殺者が3万人を超えて減らない状況に対し、一昨年の4月、当時の長妻厚生労働大臣が年に1度の定期健康診断に精神科のチェック項目を入れるように改正するという方針を発表したことだった。これをうけて、厚生労働省は「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」で方法についての検討を

開始、さらに具体的に「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」を設置して、その方法を検討し同年9月に提出している。

そもそも、事業者が一手に情報を掌握する健康診断にメンタルヘルスチェック項目を加えるなどという、誰が考えても荒唐無稽な話になってしまう原案に対し、労働者の不利益を回避することを前提として健康診断から独立して簡易なチェック項目によりスクリーニングを行うという方向でまとまった。情報は事業者を経由することなく、チェックを行なった専門機関等から労働者に直接伝わる仕組みとされた。しかし、事業者の委託を受けながら、事業者には情報を渡さず労働者に直接渡すという構図は、現在の健診機関のような専門機関からは想像しにくい。

そこでさらに、厚生労働省はこの大まかな方針に加えて、「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」を同月に設置、新たなメンタルヘルス対策に対応できる外部専門機関のイメージを報告したのが同年の11月のことだ。

存在しない権威ある外部専門機関

あらためて改正案の内容をみてみよう。

■メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神

- 的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
 - 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようとする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
 - 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
 - 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
 - 事業者は、面接指導の結果、医師の意

見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

(厚生労働省「法律案の概要」より抜粋)
これを図示したものが、図1だ。

矢印が図中を行き交う、少々わかりづらい図だが、ようするに普通の健康診断の関係を示す右側の破線内の関係とは異なり、メンタルヘルスチェックの結果は、医師・保健師から労働者に直接通知があり、労働者の承諾なく事業者に結果を知らせてはならないとしているのが違うというわけだ。

チェック結果の通知をうけて、医師による面接指導は事業者が負担して行なわなければならぬが、そのために労働者は事業者にその旨を申し出なければならないこと

精神的健康の状況を把握するための検査(ストレスチェック)と面接指導

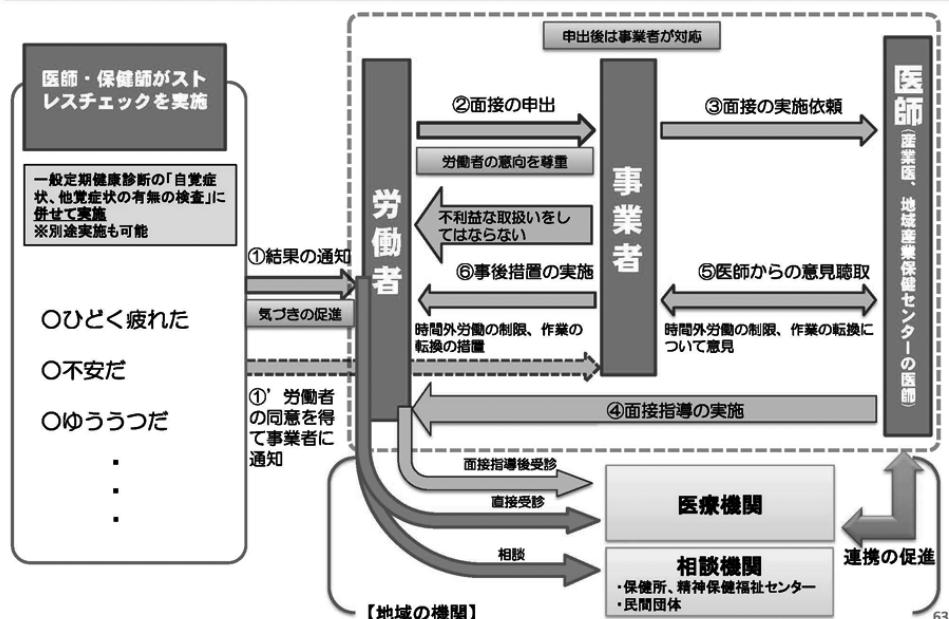


図1 法律案の概要

となる。結局は事業者に分かることになるという話になってしまふというわけだ。もちろん「面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない」と法律で定めるのだが、情報は事業者に伝わることになる。

ここまでこの改正案は、相当に現実性に乏しいという批判が可能になっている。

しかし、もしこのメンタルヘルスチェックや普通の健康診断、それに産業医の機能を含んだ、しかもしっかりした外部専門機関が存在し、そこに事業者が産業保健パッケージのように丸ごと委託するということがあり得るならば、少々事情は異なってくる。「事業場における産業保健活動の拡充に関する検討会」の報告書が示しているのが

この外部専門機関の姿（図2）だ。

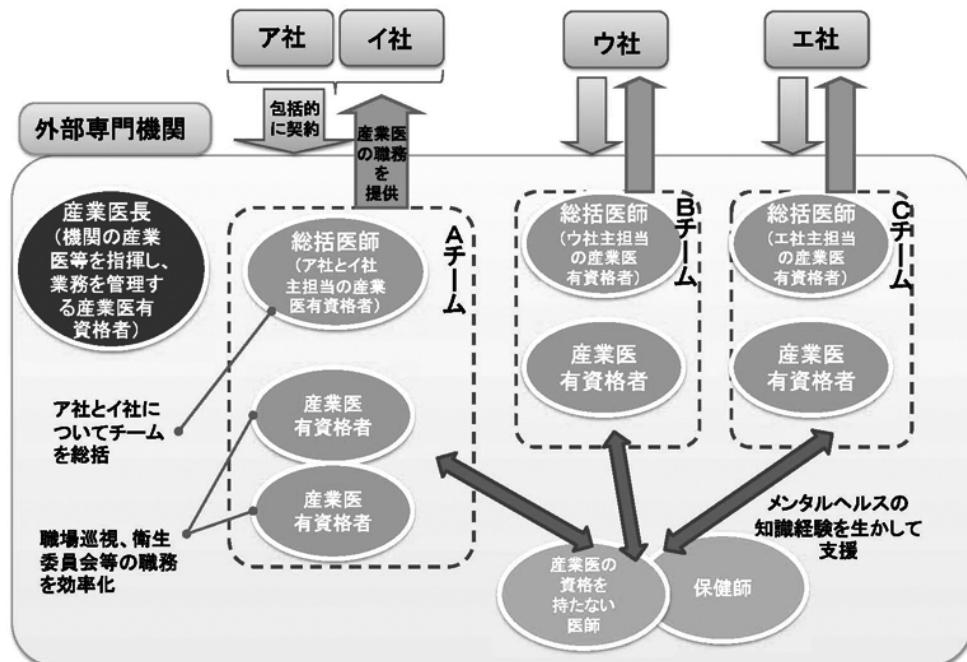
しかし、現実はこのような専門機関は日本のどこにも存在していないし、それどころか小規模事業場向けの産業保健施策として20年来活動を進めてきた地域産業保健センターでさえ、対象事業場への名前の周知さえできていない。

そうすると、どうみてもこのメンタルヘルスチェック義務付けには、無理があるということにはならないだろうか。

百歩ゆずって、大手事業場ならこうした体制を組むことは可能ということはあるかもしれない。実際、いくつかの企業では通常の産業医や健康診断の体制とは別に、メンタルヘルスクリーニングの体制を整え、労働者の不利益とならないような情報管理の方法が確立している事例もあるし、今回

図2

外部専門機関のイメージ



の改正案もその先例を一定のモデルとしている。しかし、そうした事業場の実践は、法律の義務付けがあらためて必要というわけでもない。

超簡易な9項目チェックは妥当??

さて、メンタルヘルスのスクリーニングの方法をどうするのかという問題もある。具体的に症状のチェック項目をどんなものにするのが妥当かということだ。

これについては、改正案の方向が固まると同時に厚生労働省は(独)労働安全衛生総合研究所に「ストレスに関する症状・不調として確認する事が適当な項目等に関する調査研究」を委託、報告書が2010年10月にまとめられている。

この報告では、すでにHP等で掲載され、無償での利用が可能、使用例も多いという「職業性ストレス簡易調査票」の「ストレス反応の尺度部分」である29項目から9項目を選び出した新たなチェックリスト(図3)の使用が適当と結論している。

また、厚生労働省はこのチェックリストについて直ちに「ストレスに関連する症状不調の確認項目の試行的実施」を行い、調査結果をまとめている(対象4000人)。これによると、「疲労」「不安」「抑うつ」の各3項目で「高ストレス者」を一定比率で判定することは可能としている(図4)。

さらにこの調査では、ストレスチェックについて、通知対象についての質問を行い、「本人のみ」が34%、「同意があれば会社にも」が50%とし、「本人にのみ通知が前提と

図3

ストレスに関する症状・不調として確認する事が適当な項目等に関する調査研究 報告書(平成22年10月座長 下光輝一(東京医科大学教授))

労働政策審議会建議(抜粋)
労働者のストレスに関する症状・不調を確認する項目については、労働者の「疲労」、「不安」、「抑うつ」について、簡易に確認することができる標準的な例を示すこと

①無償で使える、②産業保健領域で多くの使用経験がある、③簡易に実施出来る
ものとして、「職業性ストレス簡易調査票」の項目から抜粋した9項目(ストレス反応を鋭敏にとらえる際に、効率的とされる「疲労」、「不安」、「抑うつ」に関する項目)

項目	最近1ヶ月間の状態	頻度	評価		
			非常に あつた とき	普通 あつた とき	あまり あつた とき
疲労	① ひどく疲れた	1	2	3	4
	② へどへとだ	1	2	3	4
	③ だるい	1	2	3	4
不安	④ 気がはりつめている	1	2	3	4
	⑤ 不安だ	1	2	3	4
	⑥ 慮ち着かない	1	2	3	4
抑うつ	⑦ ゆううつだ	1	2	3	4
	⑧ 何をするのも面倒だ	1	2	3	4
	⑨ 気分が晴れない	1	2	3	4

報告書本文(抜粋)

(注)上記の数字はスコアであり、各項目の合計点等により評価を行う。

事業場ごとにストレス反応を確認することの必要性やそのために投入できる資金・マンパワー等が異なること、特に小規模事業場に勤務する労働者が多い我が国において、健康診断等におけるストレス反応の確認を普及・定着させていくためには、一定程度の精度が確保できる最低限の項目として、当分の間、(中略)計9問を標準的な確認項目(質問)として設定することが適当であると考えられる。

してストレスチェックを希望するか」との問いかには43.3%が「はい」と答えている。

基本的には9項目の簡単な質問で判定が可能として、今回の法律改正案となつたわけだが、これが実際に運用されだとどうだろう。小規模事業場でも義務付けられ、実施されたとして、毎年定期的に9項目にどの点数のところに○をつけるか、労働者の側はその結果を忖度しつつ行動することになるだろう。だとすると、その後の発症と事業者、労働者の責任関係への影響はどうなるのか、疑問は尽きない。

国民的な議論が要る施策のはず

そもそも労働者のうち1～9人の事業場で働く労働者が20%、10～29人の事業場で

働く労働者が24%で、合計44%ということになる。厚生労働省の労働安全衛生基本調査(平成22年)では、このうち10～29人の事業場の一般健康診断実施率が84.5%だという。罰則がついているというのに、15%ぐらいは実施していない。ましてや新たにお金をかけてメンタル不調のチェックを、どのくらいの小規模事業主がやるというのだろう。それとも、この法律改正案は、形骸化を見越したアドバルーンで、その後に本格的な対策を考えるとでもいうのだろうか。

深刻で、全国民的なテーマであるからこそ、しっかりしたたくさんの事業者や労働者の議論を経て、メンタルヘルス対策の強化をすすめたいものだと思う。

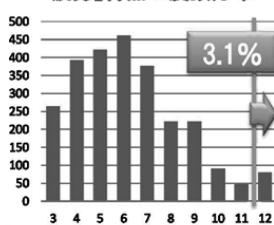
図4 ストレスに関する症状不調の確認項目の試行的実施(調査研究)①
(平成23年6月 労働安全衛生総合研究所実施。労働者4000名対象、有効回答者2605名)

「ストレスに関する症状・不調として確認する事が適当な項目等に関する調査研究報告書」に示された、「9項目」及び「高ストレス者のカットオフ基準」について、妥当性等について調査

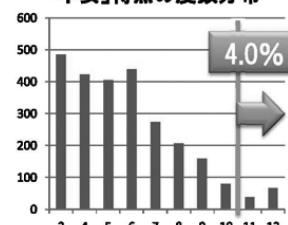
※「高ストレス者」(本研究におけるカットオフ基準)
9項目のチェックリスト各項目の合計点が(疲労:12点、不安:11点以上 抑うつ:10点以上)にいずれかに該当する者

各尺度の分布

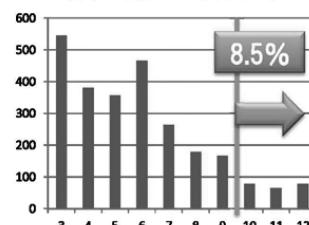
「疲労」得点の度数分布



「不安」得点の度数分布



「抑うつ」得点の度数分布



いずれか1尺度でも該当する者 10.6%(274人)

「高ストレス者」として基本属性、生活習慣、職場環境、健康関連指標との相関について調査

釜山・第一アスベスト石綿被害訴訟

元労働者、周辺住民の賠償認められるも 韓国政府、ニチアスの責任は認めず

日本最大のアスベスト企業のニチアス（旧・日本アスベスト）は、1971年、韓国・釜山に韓国企業・第一化学工業と合弁会社・第一アスベストを設立し、生産技術を移転、当時、国内のニチアス各工場、子会社竜田工業で生産中止とした青石綿製品をはじめとする石綿製品を生産した。青石綿製品は日本に輸出されたとされる。

その後、第一アスベストでは杜撰な管理が行われ、工場内外に被害者を出し、第一アスベストを引き継いだ第一ENSを相手取った元労働者・遺族の損害賠償裁判が提起され、第一ENSの責任が認められるなか、クボタショック後は、被害の発生の根本原因をつくったニチアス及び韓国政府を相手取った裁判が提起されるに至った。

この事件は、1960年代に石綿の危険性、発がん性が、国際的に問題化する動きをよく知るところのニチアスが、国内における規制実施に先行する形で最も発がん性の強い青石綿製品生産を韓国に「輸出」したために発生した、典型的な「職業病・公害輸出」の事件といえる。

ニチアス、韓国政府を相手取った裁判でははじめての判決が、5月10日、釜山地裁で言い渡された。

석면공장 주민 피해 기업체 배상 첫 판결

부산지역 사망자 유족 송소
1심 재판부, 60% 책임 인정
유사한 소송 불문 이를 듯



2004년 속연 악성
다. 제일화학은 II
지 이곳에서 가동.
석면은 1급 발암
장벽기를 거쳐 폐
먼폐증 등의 병을
진단해 1월 사
법에 따라 김 씨
와 씨 유족은 지난
단으로부터 석면

석면공장 옆에 살다가 석면 악성증
피종으로 숨진 사람의 유족이 해당
기각했다. 재판부는 '석면공장에서
기업을 상대로 제기한 1심 소송에서
석면이 상당 정도로 공기 중에 남아

石綿工場の住民被害 事業者に初の賠償判決／釜山日報の判決当日の速報

判決があったのは、元労働者石綿肺3名と周辺住民中皮腫遺族2名にかかるもので、元労働者については90%の責任、周辺住民については60%の責任を「第一ENSだけに」認めた。

現在までに原告側は、元労働者石綿肺1名、周辺住民2名について、ニチアスと韓国政府を相手として控訴し、第一ENSが住民被害判決を不服として控訴している。

今回の判決はニチアスの責任について、ニチアス側の「当時、石綿の危険性や発がん性について認識がなかった」というウソ八百を丸ごと鵜呑みするという「失態」ともいいうべき判断を示しており、その点から言つても、原告側の控訴判断は当然といえよう。

控訴審の行方が注目される。

(韓国からのニュース(12頁)に関連記事)

連載 それぞれのアスベスト禍 その24

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

元船員命のリレー

H16年4月、広島県在住の元日本郵船OBの故笠原昭雄さんが日本で初めての中皮腫による職務上認定者がなされて、船員とアスベストの関係が大きく取りざたされた。そして8年経った今も石綿による被害者は増え続けている。厚生労働省発表によると、H22年度までの累計では肺がん41名、中皮腫47名、良性石綿胸水2名、びまん性胸膜肥厚4名、合計97名と公表されている。しかしこの数字の中には石綿肺の方は入っていない。

故笠原昭雄さんは「同じ様に船に乗った仲間の為に」と声を挙げて、石綿被害を郵船OB会にも訴えた。そのお陰で、日本郵船OB会ではアスベスト被害の危機感を高めて、そのネットワークを通じて対応をしてきた。例えば、申請時に一番苦労するのは元同僚の証言を探した。その為に、其々の方が乗船履歴を取得して万が一に備えた。そのお陰で手続きがスムーズになった、という声も聞こえてきた。

昨年の夏、元船員の方から電話が有った。「以前、元同僚の事でお世話になった村崎です。今度は私が肺がんになりました。丸川さん(郵船OB会世話役)から古川さんに連絡

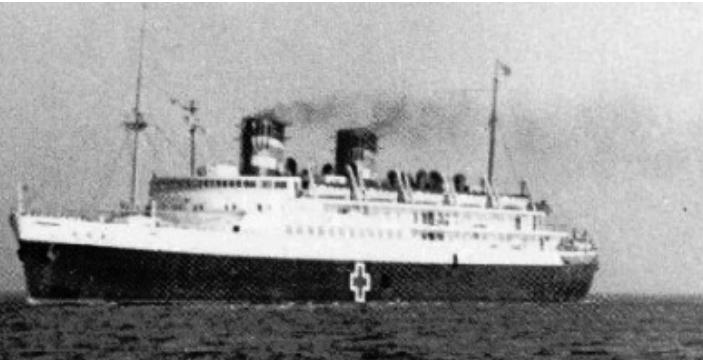
をするように言われました」という内容だった。

電話の主である村崎泉さん(75歳)はかつて船員保険認定者第二号だったSさんの労災申請時に、元同僚としての証言を頂いた方だった。元船員の方たちが次々と発病していることは周知の事実だが、7年余り前に元同僚としての証言者もまた罹患したという現実は非常に心が痛い。村崎さんは、左肺に肺がんを発症したが早期発見だったので手術で摘出し、現在は経過観察中だ。電話の話では「治療を行っている病院から申請行為を勧められていたので自分でやってみます」といわれた。その後、「順調にいっているのかな」と思っていたら今年にはいり「労災申請がうまく運ばない」と相談の電話が有った。そして今年の3月10日、村崎さんは書類一式持って関西センターの事務所に来られた。事情を聞くと、最初は労働基準監督署に申請を行っていたという。というのも村崎さんの所有している船員の「石綿健康管理手帳」は兵庫労働局の管轄になっているから、労災申請も神戸の労働基準監督署だと思ったようだ。しかし監督署から「これはうちではない」と言われて、困り果て私の方に相談が有った。実際に半年もの間、迷走していた事になる。

船員保険は平成22年4月1日に労災保険と統合された。しかし平成21年12月31日以前の仕事中または通勤中の怪我や病気については、従来通りの船員保険が支払われる。つまり「平成21年12月31日以前の曝露については」

全国健康保険協会船員保険部が担当しているので、現在発病している方たちは労働基準監督署の管轄ではない。その部分が充分に理解されていなかつた為に起こった迷走劇だった。

村崎さんは既に、ある程度の資料を整えておられたので準備は簡単だった。とくに「元同僚証言者2名必要」の項目は、簡単にクリアできた。H16年にSさんが胸膜中皮腫を発症し、船員保険に申請を行った際の元同僚証言者のひとりが村崎さんだったからだ。当時の証言内容そのままが村崎さんの石綿ばくろを証明する証拠となった。Sさんといえば、かつて船員保険で中皮腫認定第一号だった笠原昭雄さんの新聞記事を見て「笠原と同じ船に乗っていました。私もまた中皮腫に罹っています」と電話が有り、船員の被害の拡がりを垣間見た様な気がし



引き揚げ船としても活躍した蒸気船 舞鶴へ入港する興安丸

て驚愕したものだ。5月末、少し遠回りをしたけれども村崎さんの元に船員保険から認定通知が届いた。認定された喜びと共に「あまりにも面倒だから一時は申請を諦めそうになった」と当時の不安を語った。そして「他にもこの様なケースは有ると思う」と危惧している。

船員とアスベストの問題は関係者の間では既に周知されているが、H22年度から変更になった制度の運用については周知が遅れている。昨年2月、故笠原昭雄さんの遺志を受け継いで仲間の為に奔走してきた真田勝弘さんが急逝されて以後は、郵船OB会の中でも後継者探しに苦慮しているようだ。まだまだ拡がりを見せており元船員のアスベスト被害について、早急に対策を考慮しなければ村崎さんのように遠回りを余儀なくされるケースも生じてくる。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、

他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

“クボタショック”から7年

アスベスト被害の 救済と根絶をめざす 尼崎集会に参加しましょう！

参加自由
無料

6月30日(土) 正午～4時半

小田公民館 JR尼崎駅東北すぐ 電話(06-6495-3181)

7年前の2005年6月29、30日—クボタは79名に及ぶ自社・関連企業アスベスト被害の死亡労働者数を明らかにし、また、30日には今は亡き前田さん、土井さん、早川さんの3人が、周辺住民被害者としてクボタから見舞金を受取ったことを、患者と家族の会や支援団体と共に明らかにしました。**(公害としてのアスベスト被害)**

このクボタショックによって、まさに隠されていた日本のアスベスト被害の実態が一気に人々の目にさらされることになりました。

クボタ旧神崎工場周辺の石綿被害者は現在、私たちの確認しているだけですでに260人を超える、そのうち、3月末で232人にクボタが「救済金」を支払っています。また、クボタの工場内の被害者も165人(社員)を数えています。何と、尼崎市の東部だけで420人のアスベスト被害者(中皮腫・肺がん・石綿肺など)が確認されているのです。

2010年度までに中皮腫の死者は全国で約17,000人となっていますが、このうち労災保険や石綿救済法の認定を受けている人は10,000人。労災補償も救済法認定もされていない人がまだたくさんおられるのです。(石綿による肺がんはさらにひどい実態。請求期限を大幅に延長させました)

私たちはクボタショックを忘れることなく、あまりにも悲惨な結果をもたらしているアスベスト被害の実態を広く世間の人々に知ってもらうため、今年もまた尼崎集会を計画しました。ぜひぜひたくさんご参加下さい!

主 催：中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会／同 尼崎支部／尼崎労働者安全衛生センター

後 援：ひょうご労働安全衛生センター／関西労働者安全センター／石綿対策全国連絡会議／全国労働安全衛生センター連絡会議／中皮腫・じん肺・アスベストセンター／尼崎市

お問い合わせは…TEL・FAX 06-4950-6653 尼崎安全センターまで

6月30日(土)／正午より

- 映像で振り返るクボタショック 明日への伝言 — 矢木龍八からのメッセージ
- アスベスト被害者は訴える
- 尼崎市石綿被害調査結果報告(何が明らかになったのか)
……市保健所担当者・尼崎安全センター
- アスベスト関連疾患治療の現段階……名取雄司(アスベストセンター所長、医師)
- 音楽と講談で元気をつけよう……「空をゆくツバメ」、旭堂南陵師匠
- 韓国でのアスベスト被害との闘い……現地より集会参加
- 石綿被害とたたかう泉南から……泉南国賠訴訟原告ほか
- 石の綿問題、マンガが完成しました!……神戸大、精華大
- 肺がんの認定を拡げる闘いなど裁判原告紹介
- 2012アスベスト被害根絶尼崎宣言



泉南の被害者との交流 於 事務所

ご案内

アスベスト写真展
(東日本大震災とアスベストなど)
AM10時より ホール前ロビーにて

アスベスト相談会
AM10時～正午 公民館2Fにて

集会、写真展、相談会とも
どなたでも参加できます。(無料)



明日への伝言 アスベストショックからノンアスベスト社会へ

未曾有のアスベスト被害「クボタショック」

助けてほしい、命と、心と、家族を…

『緩慢なる惨劇』に立ち向かう患者と家族の手記

編著：中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 尼崎支部
尼崎労働者安全衛生センター

〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 TEL・FAX: 06-4950-6653
E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp

発行：株アットワークス 定価：本体1,800円+税

韓国からのニュース

■三星半導体の退職労働者、悪性脳腫瘍で死亡／温陽工場で6年間勤務・民主労総「三星半導体で55回目の死」

8日、労働界によれば三星半導体退職労働者のイ・某(32)氏が7日午後8時頃死亡した。三星一般労組によれば、イ氏は97年に満17才で三星半導体・温陽工場に入社し、6年間高温テストの工程で働いた。2003年春、結婚を前に会社を辞めたイ氏は、2010年5月に脳腫瘍と診断された。イ氏は脳の手術と抗癌治療を受けたが、同年9月に再発し、再び集中治療室で抗癌治療を受けた。

遺族には夫と二人の子供がいる。夫は三星本館の前で1人デモをするなど、妻の産業災害を認めるように要求してきた。

民主労総によると、イ氏と家族は三星電子を相手に産業災害認定訴訟を行っていた。昨年9月に裁判が一度開かれた後、8ヶ月が過ぎるのに裁判は行われていない。民主労総はこの日の論評で「既に三星半導体労働者での55回目の労災死亡」で、「若い青春の生命が折れるのは、誰か見ても偶然だとは思えない」とした。民主労総は「死もくやしいが、超一流企業の三星や勤労福祉公団から労災を認められるために、数年も闘わなければならぬ遺族はみじめだ」として「三星のような殺人企業の反省と覚醒、それに先行して政府の強い処罰と労働者保護措置が急がれる」とした。

「半導体労働者の健康と人権守り」(パノリム)は、イ氏の出棺がある10日に野辺送りの行事を行う。2012年5月9日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■国内初、石綿工場周辺住民の被害に補償

判決出る／釜山地裁、環境性被害の損害賠償請求訴訟で住民側の手を挙げた

釜山で石綿工場の周辺に住んだ住民が悪性腫瘍で死亡した後、遺族が該当企業体を相手に提起した損害賠償訴訟で勝訴した。石綿環境性被害訴訟では国内初めての事例で、類似の訴訟が続くものと思われる。

釜山地裁、石綿住民被害の原告に勝訴判決／政府と日本企業に対する請求は棄却

釜山地方裁判所第6民事部は10日、釜山市蓮堤区蓮山洞の第一化学から半径2km圏に居住し、悪性中皮腫で死亡した金・某(当44才)氏と元・某(当74才)氏の遺族が第一化学などを相手に提起した損害賠償訴訟で、60%の責任があると判決した。

裁判所は「石綿工場から石綿粉塵が空気によって飛散し、原告側の死亡原因が石綿によること、証言などを総合すれば被害が認められるが、『健康状態などを考慮して責任は60%に限定する』という判決を宣告した。

しかし、遺族などが政府と日本のニチアス株に責任を問う損害賠償請求訴訟は「故意性があるとは見難い」としてこれを棄却した。

2004年と2006年に『悪性中皮腫』で死亡した元氏と金氏は、1963年から27年間、釜山蓮山洞の石綿紡織工場・第一化学が稼働していた当時、近隣に居住していた住民だった。当時、金氏は石綿工場から約900mの寿安洞に7年間居住し、蓮山洞に4年間住んだ元氏の家は工場から2km離れていた。

石綿工場で働いたこともないのに、金氏と元氏は『胸膜悪性中皮腫』を病み、理由も分からぬまま苦痛の中に死亡した。その



後1級発癌物質の石綿問題が公論化され、2008年11月に釜山環境運動連合、釜山石綿共同対策委員会、全国石綿被害者家族協会(準)などと共に、政府・第一化学・日本のニチアス社などを相手に1人当たり2億ウォンの損害賠償を請求した。

石綿工場の労働者でない近隣住民たちが『環境性被害』訴訟を提起したのは初めてで、全国的に注目を浴びた。彼らは当時、訴状で「石綿工場の近くで何年間か居住したことが故人に大変な苦痛をもたらす悪性中皮腫となった」とし、「これを理由にくやしくも生命を失ったのには、国と会社が責任を負わなければならない」と、訴訟の背景を明らかにした。

環境団体はこの日、裁判所の判決を「歓迎する」という立場を表明した。釜山環境運動連合、釜山石綿追放共同対策委員会などはこの日10時に釜山地方裁判所の前で行った記者会見で、「国内で最初に環境性曝露の被害者遺族が行った訴訟で、石綿工場の近隣被害者に対する法的責任を立証したこと意味がある」と話した。

環境団体などは今回の訴訟結果が、職業性でない環境性被害者の救済と補償の一定の基準になると判断している。この日の記者会見には日本の石綿追放ネットワークの関係者も参加して高い関心を示した。

釜山環境運動連合のある関係者は「原告

側の手を挙げたことをとても歓迎する」とし、「職業性被害と違って、周辺に住んでいたという理由で無残な被害をこうむった人々に対する賠償を認めたことが大きな意味」と話した。この関係者は「アメリカでも石綿に関連して民事訴訟が多く進められており、訴訟が続く契機になるものと思う」と話した。

しかし裁判所が、政府と、石綿技術を第一化学に移転した日本のニチアス社に対する責任を免除したことについては、残念さを表わした。釜山環境運動連合の関係者は「石綿被害救済法が存在するということは、政府も責任を認めるということで、環境汚染が輸出されて拡がった事態については日本の業者にも明らかに責任がある」とし、「今後控訴審などでこれらに対する部分を引き続き提起していく計画」と付け加えた。2012年5月10日 民衆の声 キム・ボソン記者

■ 「職業性癌を予防するには曝露労働者を追跡し、発癌物質に対処を」／労働・社会団体『職業性癌予防と管理改善討論会』開催

最近5年間で、韓国で職業性癌と認められて労災補償を受けた労働者は、年平均25人だ。2009年には17人に過ぎなかった職業性癌の認定件数は、金属労組が職業性癌の集団労災申請を始めた以後、2010年に31人、2011年には36人に増えた。

一方、フランスは年間2千人余りが職業性癌と判定される。人口10万人当たりの職業性癌患者比率に換算すれば、韓国は0.23人(2010年)に過ぎず、フランスは10.44人、ベルギーは9.86人、ドイツは6.07人だ。10倍近い差がある。外国に比べて我が国の職業性癌患者が少ない理由は何だろうか。

金属労組と発癌物質のない社会を作る国民行動、イ・ミギョン民主統合党議員は9日午後、国会議員会館で『20から2000に』と

いう題名の討論会を開催した。20件に過ぎない我が国の職業性癌の認定件数を2千件に増やさなければならないという意味を、討論会の題名に入れた。

この日の討論会に発表者として参加したキム・シンボム労働環境健康研究所室長によれば、我が国で流通している発癌物質はシンナーのような化石燃料とその副産物が大部分を占めている。キム室長が環境部に提出させた『2010年化学物質流通量資料』を分析した結果、1千トン以上流通している発癌物質は130種と確認された。石油生産の過程で発生する製品を除けば69種だ。ベンゼンが製造と輸入を合わせて最も多かった。スタイレン、1、1-ブタジエンがこれに続く。

キム・シンボム室長は「重金属の物質数が多いが流通量に占める比重は大きくなかった。石油や石炭から生成された物質が韓国で流通する発癌物質のほとんど」と話した。こうした事実は、化学物質流通量から発癌物質に曝露する人口数を推定するのがかなり難しいことを意味するとキム室長は説明した。麗水産業団地など化学石油団地で流通するベンゼンの量は把握されるが、工場で使う工業用ソルベントに含まれたベンゼンの量は把握が不可能だからだ。彼は「医学界はこの間何回も文章で、自動車塗装工場のベンゼンで癌が発病すると懸念したが、自動車工場の労働者はこの事実を知らなかつた、学界から出た職業性癌に対する警告が現場に繋がらず残念だ」と話した。

発癌物質の潜伏期間は10年、退職後に発病／曝露労働者の追跡システム導入を

キム室長は「職業性癌を予防するためには、発癌物質に曝露した労働者を追跡して管理し、発癌物質をより安全な化学物質に変える制度を作らなければならない」と強調した。フランスの場合、発癌物質に曝露した労働者が退職後にも健康診断を受けられ

るよう事業主に責任を附加している。フランスの事業主は『発癌物質曝露労働者目録』も作成しなければならない。発癌物質を扱った労働者が会社を退職する時、事業主は確認書を書く。当該労働者は退社の後も健康診断結果を工場の医師に報告する。フランスの職業性癌の認定率が我が国の10倍に達する理由は、このように発癌物質曝露労働者に対する追跡管理システムが作られていることとも関連が深い。

このようなシステムが必要な理由は、発癌物質の潜伏期間が長いためだ。我が国で最も多く流通しているベンゼンは、潜伏期が11.4年になる。仕事をしてベンゼンを扱った労働者は、退職後に白血病などの被害を受けることになるが、今の我が国の癌管理システムでは、職業との関連性を立証するのは容易ではない。

「発癌物質を減らす代替物質の使用を義務化しなければ」

キム室長によれば、ボルボ自動車はブラック・リストとホワイト・リストを持っている。自動車を生産する過程で使用禁止の対象になった化学物質はブラック・リスト、安全な代替物質はホワイト・リストと呼ばれる。一方、我が国の自動車工場ではボルボのブラック・リストに載った発癌物質が堂々と使われている。キム室長は「6価クロム化学物質やテトラクロロエチレンなど、ボルボのブラック・リストにある物質を国内の自動車工場で探すと999件も発見された」と指摘した。代替可能な物質があるのに、事業主の無関心と無責任で発癌物質が乱用されているという説明だ。

金属労組は今年、自動車業種を中心に発癌物質を代替物質に転換させる活動を進めている。今月、タタ大宇自動車が最初に『タタ大宇・リスト』を発表する予定だ。コ・インソップ労組労働安全室長は「産業安全保障

法を改正して使用禁止物質と許可対象有害物質を新しく指定し、追跡管理義務と発癌物質の製造・流通業者に対する社会的制裁がなければならない」と主張した。「事業主に、発癌物質を使う前に代替物質を先ず検討するように義務付けなければならない」と強調した。2012年5月10日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■「資本の貪欲の犠牲…再び繰り返されては」／故イ・ウンジョン氏の告別式、10日に三星電子広報館の前で

三星半導体の温陽工場で働き、今月8日に脳腫瘍で亡くなった故イ・ウンジョン（当時32才）氏の告別式が10日午前8時、ソウル市瑞草洞にある三星電子広報館前で行われた。

この日、三星電子本社の前で行われる予定だった告別式は、三星側の関係者らと衝突が起き、場所を移動して行われた。仁川労災病院の葬儀場で出棺を終えた後、明け方6時頃に三星電子本社の近くに到着した運柩行列は、三星側の警護員が車両の進入路を塞いたため正門に進めなかつた。

揉み合いの後に三星電子広報館の近くの歩道で行われた告別式には、遺族と葬儀委員など130人の市民が参列した。告別式に先立ち116の団体と1257人の市民が名前を挙げた『イ・ウンジョン市民社会葬葬儀委員』たちは「故人は突然に死んだのではなく、時と共に、くやしいが死ぬほかなかつた理由を持っている」とし、「無労組経営と資本の貪欲の犠牲者であり、再び繰り返されてはいけない死」と故人の死を哀悼した。

告別式は故人の息子チョン・ジンヒョク（8）君の焼香で始まった。故人の弟であるイ・サンソプ（29）氏は追悼の手紙で「末の姉が私たちのそばを離れたという事実が信じられず、まだ夢を見ているようだ。姉の笑い

声が懐かしい。天国では痛みもなく平穏に過ごしてください」と話した。

夫のチョン・ヒス（35）氏は「口惜しいだろうが二人の子供は心配するな」と、故人の遺影の前で何とか話し始めた。続けて彼は「これ迄もっと愛おしみ愛することができずに申し訳ない」。「愛しているよユン・ジョンア」と話した後、涙を流して周囲を悲しました。

故人は19才になった97年から6年間、三星半導体・温陽工場で半導体チップが入っているボードを高温設備に入れて不良品を除ける仕事をした。これについて『半導体労働者の健康と人権守り（パノリム）』ら市民・社会団体は「作業の途中で発生した高温の化学蒸気と有害粉塵などに曝露して脳腫瘍が発病した可能性が大きい」として、産業災害の認定を要求してきた。2003年5月に退社した故人は2010年5月に脳腫瘍の診断を受けて闘病していたが、8日に息を引き取った。膝下には息子のチョン・ジンヒョク（8）君と娘のチョン・チス（6）さんが残った。故人の遺体は仁川火葬場で火葬された後、京畿道華城の天主教追慕公園に安置された。

2012年5月11日 每日労働ニュース
チエ・ジョンナム

■『健康な自動車作り』に金属労組が腕まくり／今日、発癌物質のない社会を作る国民行動と共同推進団を発足

金属労組が危険な化学物質のない『健康な自動車作り』キャンペーンを始める。労組は発癌物質のない社会を作る国民行動（準）と共に『健康な自動車作り推進団』を発足させ、条例制定など、新しい段階の発癌物質追放活動を展開する計画だ。

労組は15日「自動車産業では発癌物質など高危険化学物質を大量に使っており、対策が必要だ」として「16日午後、蔚山市庁ブ

レスセンターで記者会見を行い、推進団の発足を公式化する予定」と明らかにした。

労組は2010年から職業性癌の集団労災申請と自動車工場の発癌物質の実態調査活動を展開してきた。これによって、完成車を中心には発癌物質の使用の減少効果が少しずつ現れ、工場で使う発癌物質による血液癌や肺癌などが業務上疾病と認定される成果も出ている。

しかし労働界の手の及ばない中小部品社の労働者は、依然として発癌物質の脅威の中で働いている。労組は「自動車産業に従事する労働者を高危険物質から守るために、労組だけでなく地方自治体と市民社会の関心と支援が必須」とし「推進団がこうした役割を担うことになる」と話した。

労組は続いて「健康な自動車作りは自動

車を作る労働者だけでなく、自動車を使う消費者がさらに安全になるという意味」と強調する。自動車を生産する過程で高危険物質の使用が減るほど、煙突と廃水から流れ出す有害物質も減るからだ。実際に、最近労組は切削油業者の韓国ハウトン社に対して組成加工油(プレス加工の潤滑油)に入っている1級発癌物質を変えて欲しいと要求した結果、来月から使用を禁止するという返事も貰った。

労組はユン・ジョンオ蔚山北区府長に『発癌物質根絶のための条例制定』を要求する予定だ。これに対して蔚山北区府は肯定的に検討していることが分かった。2012年5月16日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

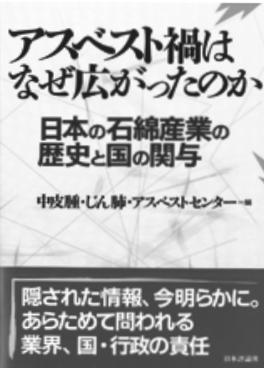
(翻訳:中村 猛)



図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕
1260円（税込み）朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない！
…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。



アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ
定価 2520円

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第13回弁論期日報告

大 阪

13回目の弁論は、5月10日に開かれた。今回は裁判長を含む2名の裁判官に変更があり、これで提訴時から残っている裁判官は誰もいなくなってしまった。特に裁判長は1年前に変更があったばかりである。前回の裁判長変更時に、「この裁判長が判決を書くのだろう」と原告らと予想していたのだが、ずいぶんと早い退場であった。原告らもよく見ているもので、「裁判官が二人も変わった」、「いつものことやが、挨拶もなくなくなるもんやな」と帰り道に話題にしていた。

思えば最初の数回の弁論においては、順番に原告の意見陳述があり、人前で話をすることに慣れていない原告が勇気を振り絞って思いの丈を述べることができ

た。村上さんが酸素ボンベを背負いながら話した姿や、植田さんの怒気を含んだ声は未だに記憶に残っている。最近では、徳田さんに対する数時間に及ぶ本人尋問があり、徳田さんが精根尽きるまで尋間に耐え抜いた様子は、きっと裁判官の心を搖さぶったはずである。しかし、今となってはどれも記録として原告・被告双方が提出した大量の書面の中に埋もれてしまっており、そのときの雰囲気までは後から着任した裁判官

には伝わらないだろう。この期に至っては、もう一度原告の意見陳述を行ってみてはどうだろうか。さっそく各原告と相談することにしよう。

ところで今回の期日では、調査嘱託で入手した現場関係資料に基づき原告が主張を整理しているので、各被告がこれに対する反論を行うことになっていた。被告の遅延行為に苛まれていた各作業現場の認否についてもようやく一段落する目途がたったが、これからは被告も個別現場について原告らの粉じん曝露や被告の安全配慮義務を否定する議論を開くに違いない。しかし、原告らにしてみれば、個別現場での議論が深まるほど有利なので、今後も気を抜かず準備に勤しんでもらいたい。

次回期日

7月19日（木）15時～
大阪地裁202号法廷（大法廷）

2012年夏期カンパへの ご協力のお願い

みなさまの日頃の労働運動の推進、労働安全衛生活動へのご理解とご協力に深く敬意を表します。おかげさまで、関西労働者安全センターも30年以上も活動を続けてくることができました。これもひとえにみなさまからのご支援の賜物であると心から感謝いたします。

安全衛生に関する議論も多岐におよび、私たちも、従来から取り組んでいるじん肺被災者支援から、昨今相談の増えている職場のメンタルヘルス問題まで、鋭意取り組んでいる次第です。

じん肺患者15名が2009年に提訴いたしました「はつりじん肺訴訟」支援は、目下もつとも長期に及ぶ、最大の訴訟支援であります。残念なことに原告1名を亡くしましたが、14名は弁護団とともに、30社に及ぶ被告とその代理人の数にもひるむことなく毎回出廷しています。

福島第一原子力発電所事故処理作業に従事する労働者の安全問題は、全国的な運動につながり、そのなかで当センターも重要な役割を担っています。

アスベスト曝露問題は石綿使用の全面禁止後もなくなる気配はありません。解体現場において作業従事者に曝露防止がなされているのか、アスベスト含有廃材は規定通り処理されているのかなど、残された問題は尽きません。また、過去、アスベストに曝露し、現在石綿肺や中皮腫で苦しむ方々の救済は、無責任な加害企業のおかげで訴訟に進展せざるをえず、裁判支援は今後も継続していくことになります。

メンタルヘルス問題に至っては、毎日のようく被災者からの相談に対応しておりますが、地道な活動の成果が精神障害の認定基準の改定につながり、これから被災者支援活動に弾みがつきました。

とはいって、みなさまからのご支援なしでは活動にかなりの制限を強いられる事態は続いています。交通・通信をはじめとする経費は可能なかぎり切り詰めているところですが、今後とも物心ともにお力添えいただきますよう何とぞ夏期カンパにご協力のほどお願いいたします。

2012年6月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 浦功

事務局長 西野方庸

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

5月の新聞記事から

- 5/3 東日本大震災後、岩手県警が職員の「惨事ストレス」について調べたところ、1割が専門医の診察を必要とする重症だった。捜索にあたった沿岸部の警察官に目立つ。専門医がチェックシートを作り、昨年4月に当時の全職員2612人に配布。2462人の回答を得た。237人が直ちに診察が必要な「重症な惨事ストレス」と判定され、内陸勤務は185人（回答2132人）、沿岸勤務は52人（同330人）で、沿岸勤務の割合が1.8倍だった。
- 5/5 北海道電力泊原発3号機が定期検査のため運転を停止し、国内の原発50基全てが止まった。全基停止は、商業用原発が2基しかなかった70年以来42年ぶり。
- 5/6 茨城県つくば市や栃木県真岡市などで竜巻とみられる突風が発生し、両県で計100棟以上が損壊し、40人以上がけがをした。このうち、つくば市の男子中学生が搬送先の病院で死亡した。
- 5/7 愛知県豊川市職員の堀照伸さんがパワーハラスメントなどを原因にうつ病で自殺したことを受け、市は再発防止のための指針を設け、命日の5月27日を含む前後2週間を防止週間として職員に啓発を図るなどの対策を発表した。市は9月をめどにパワーハラスメントに関する基本指針を設け、課長補佐以上の管理職を対象に研修を行う。また、同時期ごろまでに、職場研修マニュアルのパワーハラスメントの内容を充実させ、パワーハラスメント防止週間（5月21～6月2日）を新設し、職員にチェックリストを配布する。
- 5/8 東京電力は福島第1原発事故後の昨年4月、同原発で労働基準法に抵触する17歳の少年が作業していたと発表。本人が18歳と虚偽の申告をしていた。少年は鹿島建設の下請け会社で昨年4月6～11日、2号機と4号機のタービン建屋の外壁に穴を開け、ホースなどを通す作業に従事。被ばく線量は外部と内部合わせ1.92msvで、健康上の問題はなかったとしている。
- 5/10 新日本製鉄のコークス工場で働いていた元作業員の男性が肺がんで死亡したのは同社が対策を怠ったためとして、北九州市に住む遺族らが同社に約8500万円の損害賠償を求める訴えを福岡地裁小倉支部に起こす。男性は57～78年、洞岡コークス工場で勤務。定年退職後の08年に肺がんが見つかり09年に死亡、同年7月に北九州西労働基準監督署から労災認定を受けた。
- 5/14 「東京キリンビバレッジサービス」での過重労働が原因で自殺し、品川労働基準監督署に労災認定された男性（23）の両親が、同労基署に同社への実態調査を求める要請書を提出。男性は10年4月に自殺。09年10月～10年3月の男性の毎月の時間外労働は平均81時間、最長92時間。また両親は3月、会社に対し損害賠償と未払い残業代の総額1億1677万円の支払いを求めて東京地裁に提訴している。
- 5/15 陸上自衛隊第2師団（北海道旭川市）は陸曹候補生11人に對し、余熱を持ったアイロンを当てるなどの暴行を加えたとして、同団第2後方支援連隊所属の1等陸尉ら5人を1日～60日の停職の懲戒処分にしたと発表。
- 5/16 ニチアスの退職者らでつくる「全日本造船機械労働組合ニチアス・関連企業退職者分会」らが「会社側との団体交渉権を認めない命令は不当」として、中央労働委員会の命令の取り消しを

求めた訴訟で、東京地裁は労組側の請求を棄却した。裁判長は「労組側が団交を申し入れた際、粗暴な脅迫的言動を繰り返していた」と指摘した。労組側は控訴の方針。組合員6人は退職から約25年～約50年が経った06年～07年に、アスペスト健康被害に対する補償などを求めて団交を申し入れたが、会社側は拒否。中労委もこれを支持した。

- 5/18 大阪の印刷会社で、インクの洗浄作業に1年以上関わっていた従業員のうち4人が胆管がんで死亡していたことが、産業医科大学の熊谷信二准教授らのグループの調査で分かった。大阪府にある印刷会社で、17年間に校正印刷の作業に1年以上関わっていた、およそ40人のうち、男性従業員5人が胆管がんと診断され、うち4人が死亡。平均的な日本人男性の胆管がんによる死亡率と比べ600倍以上。4人の従業員は20代～40代だった。

- 5/22 松山市納税課の新人男性職員（22）が昨年9月に自殺し、遺族が長時間の時間外労働に起因する「過労自殺」として公務災害を申請している件で、市が4～9月の時間外勤務を計357時間と認定した。男性職員は昨年4月に入庁し納税課に勤務。税の督促や窓口業務に携わっていたが、同9月に自殺した。市は遺族の要請を受け、タイムカード記録の調査や職員から聞き取りを実施し、職員が上司に申請した58時間との差額の約300時間分を遺族に支払った。

- 5/24 新潟県南魚沼市の工事中の八箇峠トンネル内で爆発があり、入り口付近で作業していた男性3人が重軽傷を負った。またトンネル内の作業員4人が不明。トンネル内で高濃度ガスが検知された。爆発は入り口から1200Mの地点で発生。不明の4人は大型ファンの点検、けがをした3人は入り口外で道路工事を行っていた。救出活動により、27日に4人を発見するも死亡、ひどいやけどを負っており、爆発時に即ししてい可能性。

- 5/25 建設現場でアスペストを吸い込み、肺がんなどを発症した神奈川県内の建設労働者と遺族87人が国と建材メーカー44社に計約29億円の損害賠償を求めた団体訴訟の判決で、横浜地裁は原告側の請求を棄却した。原告側は判決を不服として控訴する方針。裁判長は国の措置について、「当時の医学的知見などに照らして、原告が主張する昭和50年までの間に規制権限が行使されなかつたことは、著しく合理性を欠くものであったとは認められない」、国が石綿を含む建材を不燃材料に指定したことについても、「違法とは認められない」と判断した。

- 5/28 滋賀労働局はセクシュアルハラスメントによる精神障害に伴う労災請求などの相談に応じる労災精神障害専門調査員（臨床心理士、女性）を配置したと発表した。相談しやすい環境を整えるのが目的。

- 5/29 日本通運社員として「ニチアス」の工場でアスペストの運搬業務に携わり、退職後に中皮腫で死亡した奈良市の吉崎忠司さんの遺族が、安全配慮を怠ったとして日通とニチアスに約4700万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決が大阪高裁であった。裁判長は、両社に約2600万円の賠償を命じた。1審判決のうち、ニチアスについて「吉崎さんとの間に雇用関係に準じる関係があつたと認められない」として取り消し、日通だけに同額の賠償を命じた。